

答 申 情 第 1 8 9 号
令 和 7 年 1 月 2 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年2月28日付け保健健第500号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長が京都市から選任された理由及び経過が分かる文書に係る不存在による非公開決定事案（諮問情第298号）

1 審議会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年1月11日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成27年当時京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長が選任された理由及び経緯がわかる文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

※ 上記以外の請求については、本件審査請求の争点とされていないため、記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年1月26日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長は、当該協議会において選任されるものであり、京都市は選任しておらず、請求に係る公文書は作成していないため。

- (3) 審査請求人は、令和6年1月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

本件請求に係る文書は、平成27年当時京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長が選任された理由及び経緯がわかる文書である。

- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

京都市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に位置付けられた社会福祉法人であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加する団体である。平成27年当時の当該協議会の事務局長及び会長は、当該協議会において選任されており、京都市は選任していないため、請求に係る公文書は作成していない。

- (3) 平成27年当時の京都市社会福祉協議会の定款第7条第2項及び第22条第2項において、次の

とおり記載されており（いずれも第1項の記載は省略）、当該協議会の事務局長及び会長が当該協議会において選任されていることは明らかな事実である。

ア 第7条（会長、副会長の選任及び法人の代表権）

2 会長は、理事による選挙により選任し、副会長は、理事の互選により選任する。

イ 第22条（事務局及び職員）

2 この法人に、事務局長1名を置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

(4) また、審査請求人は、審査請求書に「令和5年11月9日、京都市人事課職員より京都市社会福祉協議会の内、局長・会長は市の職員から実績・経歴を考慮し選任される。任期は無いが3年がめどと聞いている」と記載しているが、人事課に確認したところ、そのような応答の事実はないとのことであった。

(5) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び意見陳述書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長は、当該協議会において選任されるものであり、京都市は選任しておらず、請求に係る公文書は作成していない」とあるが、請求人は令和5年11月9日、京都市人事課職員より、「京都市社会福祉協議会の内、局長・会長は市の職員から実績・経歴を考慮し、選任される。任期は無いが、3年がめど」と聞いている。

(2) 京都市社会福祉協議会に於いて、当該事務局長、会長が選任される、というのは事実でない。故に処分の取り消しを求める。

(3) 請求人が●●ケアプランセンターに於いて、ケアマネジャーとして勤務していた平成27年当時、▲▲▲▲京都市社会福祉協議会事務局長、■ ■ ■ ■会長は当該協議会の代表者であり、同年、京都労働局による労働関係紛争調整委員会の斡旋に参加した時の当事者であるため。

(4) 京都市社会福祉協議会の局長・会長の選任は、市の職員から実績・経歴を考慮し、選任される。任期は3年がめどである」と人事課職員より知らされている（令和5年11月9日）。

(5) 当該担当課は、そのような応答の事実はないとしているが、当時、応答した職員が異動したため、現在は人事課に所属していないなどの事実があるのではないかと推測する。何より、京都市社会福祉協議会の局長・会長の選任の規則・条例等が存在するのではないかと考える。又、京都市社会福祉協議会に限らず、市の外郭団体の長は、審査請求人が人事課から知らされた方法により選任されるものではないか、と推測する。

(6) 京都市社会福祉協議会の局長・会長の選任について明らかにする必要があるため。

- (7) 平成27年11月26日、京都労働局に於いて、京都紛争調整委員会による斡旋に申請人として参加した。その時の雇用者代表、京都市社会福祉協議会会長 ■■■■氏、事務局長 ▲▲▲▲氏の選任された経緯、つまり会長職・事務局長職に就いた経緯について、被雇用者である審査請求人が知る重大性があるため。京都紛争調整委員会による斡旋の元となった不当解雇により、主に金銭的な大きい被害を被った。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件請求に係る文書は、平成27年当時京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長が選任された理由及び経緯がわかる文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書が存在しないとした理由は、次のとおりであると主張する。

(イ) 平成27年当時の京都市社会福祉協議会の事務局長及び会長は、4(3)のとおり、平成27年当時の当該協議会の定款第7条第2項及び第22条第2項に基づき、当該協議会において選任されており、京都市は選任していないため、請求に係る公文書は作成していない。

(イ) 審査請求人は、6(2)イ(イ)のとおり、京都市人事課職員から「京都市社会福祉協議会の内、局長・会長は市の職員から実績・経歴を考慮し選任される。任期は無いが3年がめど」と聞いたと主張しているが、人事課に確認したところ、そのような応答の事実はない。

イ 一方、審査請求人は、次のとおり主張する。

(イ) 京都市人事課職員より、「京都市社会福祉協議会の内、局長・会長は市の職員から実績・経歴を考慮し選任される。任期は無いが3年がめど」と聞いており、当該協議会に於いて、当該協議会の事務局長及び会長が選任される、というのは事実でない。

(イ) 処分庁は、6(2)ア(イ)のとおり、人事課において当該応答の事実はないと主張しているが、当時、応答した職員が異動したため、現在は人事課に所属していないなどの事実があるのではないかと推測する。何より、京都市社会福祉協議会の局長・会長の選任の規則・条例等が存在するのではないかと考える。又、京都市社会福祉協議会に限らず、市の外郭団体の長は、審査請求人が人事課から知らされた方法により選任されるものではないか、と推測する。

ウ 当審議会において、平成27年当時の京都市社会福祉協議会の定款を見分したところ、4(3)のとおり、当該協議会の会長については第7条第2項において「理事による選挙により選任し」との記載があり、当該協議会の事務局長については第22条第2項において「会長が任免する。」との記載があることが認められた。したがって、当審議会としては、京都市は当該協議会の会長及び事務局長を選任していないため、請求に係る公文書は作成していないという処分庁の主張に特段不自然な点はなく、また、処分庁において本件公文書の保有をうかがわせるものもないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 2月28日 諮問

3月29日 諮問庁からの弁明書の提出

4月18日 審査請求人からの反論書の提出

11月26日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第6回会議）

12月13日 審査請求人からの意見陳述書の提出

12月27日 審議（令和6年度第7回会議）

令和7年 1月23日 審議（令和6年度第8回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）